

# プライバシーマーク付与機関への 異議の申出に関する手順



一般財団法人日本情報経済社会推進協会  
プライバシーマーク推進センター

## 改廃履歴

版	制定・改定日	改定箇所・理由	施行日
1.0	平成 22 年 10 月 15 日	「プライバシーマーク制度設置及び運営要領」の全面改正に伴い、改定第 1 版とする。	平成 23 年 3 月 1 日
1.1	平成 23 年 4 月 1 日	組織名変更を反映	平成 23 年 4 月 1 日
1.2	平成 30 年 12 月 13 日	・様式 3 の差出名を [会長名] から [専務理事名] に変更	平成 31 年 1 月 1 日
1.3	2019 年 6 月 27 日	産業標準化法 (JIS 法) 改正に伴い、用語を修正する。	2019 年 7 月 1 日

## 目次

1. 趣旨	1
2. 用語及び定義	1
3. 申出	1
3.1 事務	1
3.2 申出の方法	1
3.3 受理	1
3.4 申出の取下げ	1
4. 審査手続き	1
4.1 諮問	1
4.2 調査	2
4.3 参考人	2
4.4 答申	2
5. 申出に対する裁定と対応通知	2
6. 終結	2
7. 記録の保管	2
8. 機密保持	2
9. 改正	3
様式1	4
様式2	5
様式3	6

本頁は空白です。

## 1. 趣旨

プライバシーマーク付与機関による「プライバシーマーク制度基本綱領」（以下「基本綱領」という。）第12条第1項に定める異議の申出の処理は、この手順の定めるところによる。

## 2. 定義

この手順で使用する用語は、この手順に特別の定めがあるもののほか、基本綱領及び日本産業規格 JIS Q 15001「個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」において使用する用語の例による。

## 3. 申出

### 3.1 事務

申出に関する事務は、事務局が行う。

### 3.2 申出の方法

異議を申し出る者（以下「申出者」という。）は、「プライバシーマーク制度に係る異議申出書」（様式1）により、異議の申出の対象とする決定の写しを添えて、事務局に申出なければならない。

申出は、持参又は送付の方法によって受付ける。送付の場合には送付記録が残る方法で行うものとする。

### 3.3 受理

事務局は異議申出書について次に掲げる事項を確認し、不備がない場合は申出を受理し「異議申出受理通知書」（様式2）をもって通知する。

- a) 申出の事項が、申出の対象となること
- b) 申出者は、決定を受けた当事者であること
- c) 異議申出書の到着日が、申出の対象となった決定を通知した書面の日付から1ヶ月以内であること

事務局は、異議申出書に不備が発見された場合は、理由を付して申出者に補正を求めることができる。

### 3.4 申出の取下げ

申出者は、申出をいつでも書面により取下げることができる。ただし、一度取下げた申出は、3.3のc)に定める期間内であっても、再度申出することはできない。

## 4. 審査手続き

### 4.1 諮問

付与機関は、申出を受理した日から1ヶ月以内に「プライバシーマーク制度異議審査会」（以下「異議審査会」という。）に、申出の取扱いについて諮問しなければならない。

## 4.2 調査

4.1 の規定により諮問を受けた異議審査会は、いつでも、申出の対象となる決定を行ったプライバシーマーク付与機関、プライバシーマーク付与適格性審査機関、プライバシーマーク審査員研修機関又はプライバシーマーク審査員登録機関（以下「異議対象機関」という。）から資料の提出を求めることができる。

## 4.3 参考人

異議審査会は、必要があると認めるときは、申出者、異議対象機関又は外部専門家から意見を求めることができる。

## 4.4 答申

異議審査会は、諮問を受けた日から3ヶ月以内に答申するように努めるものとする。

## 5. 申出に対する裁定と対応通知

付与機関は、異議審査会から答申を受けたときは、その答申を参酌して速やかに申出に関する裁定を決定する。

付与機関は、異議申出に対する裁定を、答申を受けた日から1ヶ月以内に「異議申出対応通知書」（様式3）をもって申出者に通知する。

事務局は、申出に対する裁定を、裁定を行った日以降直近に開催される制度委員会に報告するとともに、申出の対象となった決定を行った異議対象機関に通知する。

## 6. 終結

申出に対する「異議申出対応通知書」の送付をもって、当該申出については終結したものとする。

## 7. 記録の保管

事務局は、以下の記録を保管する。

- a) 異議申出書
- b) 異議申出受理通知書
- c) 異議申出対応通知書
- d) その他関連する記録

## 8. 機密保持

付与機関の従業者は、申出に係る業務により知り得た内容を、第三者に開示してはならない。また当該業務以外の目的に利用してはならない。

## 9. 改正

この手順の改正は、プライバシーマーク付与機関が行う。

**様式 1**

年 月 日

## プライバシーマーク制度に係る異議申出書

一般財団法人日本情報経済社会推進協会 殿

プライバシーマーク制度基本綱領第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり異議申出書を提出いたしますので、よろしくお取り計らい下さいますようお願い致します。

## 記

## 1. 申出者

事業者名： \_\_\_\_\_

事業者の所在地： \_\_\_\_\_

代表者名：（記名及び登録されている代表者印の捺印） \_\_\_\_\_

付与番号：（プライバシーマーク付与事業者の場合記入） \_\_\_\_\_

## 2. 担当者連絡先

担当者の氏名： \_\_\_\_\_

担当者の所属・役職： \_\_\_\_\_

担当者が所属する事業所の所在地： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_ FAX： \_\_\_\_\_

電子メールアドレス： \_\_\_\_\_

## 3. 申出の対象とする決定の写し（別添）

## 4. 申出の内容

(別紙として添付することも可)

以上



**様式 2**

## 異議申出受理通知書

殿

年 月 日発行  
一般財団法人日本情報経済社会推進協会  
プライバシーマーク推進センター

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

貴殿から下記のとおり異議申出書を受理いたしましたのでお知らせいたします。

本件に関しては、「プライバシーマーク付与機関への異議の申出に関する手順」に基づいてお取扱い致します。

敬具

## 記

項目	内容
受理日	年 月 日
件名	
今後の処理	

以上

**様式 3**

## 異議申出対応通知書

殿

年 月 日発行  
一般財団法人日本情報経済社会推進協会  
専務理事 【専務理事名】

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

過日貴殿から受理いたしました異議の申出の取り扱いにつきまして、プライバシーマーク異議審査会の答申を受け、下記の通り裁定いたしましたのでお知らせいたします。

敬具

## 記

項目	内容
受理日	年 月 日
件名	
異議申出の内容	
異議に対する裁定	
裁定の理由	

以上

本頁は空白です。

一般財団法人日本情報経済社会推進協会  
プライバシーマーク推進センター

〒106-0032 東京都港区六本木1丁目9番9号

六本木ファーストビル

Tel: 03-5860-7563

Fax: 03-5573-0562

URL: <https://privacymark.jp/>